

高めよう！とちぎの交通マナー

マナーアップ！ あなたが主役です



栃木県自転車条例が制定されました

自転車保険加入義務化

【よくある質問】

Q: 自転車保険と名前が付く保険でないと駄目ですか。

A: 自転車事故において相手方への賠償を補償する内容が含まれている保険であれば自転車保険という名称のものでなくても構いません。

Q: 補償額の規定はありますか。

A: 条例で補償額の規定はありません。

自転車事故の賠償事例としては9500

万円という高額賠償事例もあります。

※詳しくは、県ホームページをご確認ください。



ヘルメットを着用しましょう

ヘルメットを着用しないと死亡率が約3倍に！！
自転車事故による死者の56%が頭部を損傷

※ヘルメット非着用時（令和2年中）

大人も子供も自転車とヘルメットはセットです



令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
優秀賞 栃木県立足利工業高等学校 金子 瑞季

横断歩道は、歩行者優先！！

歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ① 横断歩道を渡りましょう。信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。
- ② 横断をするときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。

※令和3年4月16日 交通の方法に関する教則の一部改正

車両運転者の交通ルール遵守の徹底

- ① 横断歩道における歩行者優先はルールです。
- ② 横断歩道で横断しようとする人や、横断中の人がいるのに停止しなかったり、横断を妨害した場合「横断歩行者等妨害等違反」として検挙の対象となります。



令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
入選 栃木県立足利工業高等学校 湯澤 玲来

主唱：栃木県・栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp>)
このチラシは栃木県のホームページからご覧いただけます

「優しさ」と「思いやり」のある行動



令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
優秀賞 栃木県立小山市城南高等学校 福田 真央

歩きスマホはやめましょう!

車両を運転しながらはもちろんのこと、歩きながらスマートフォン等を操作する、いわゆる「歩きスマホ」は、画面に夢中になるあまり、車両等への注意力が散漫となり、転倒等によるけが、他の歩行者や自転車との接触事故になるおそれがあり、大変危険な行為です。

自転車のスマホは交通違反!

車両を運転しながらスマートフォン等を操作する、いわゆる「ながら運転」も絶対にしてはいけません。

反射材をつけて事故防止!



令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
入選 栃木県立足利工業高等学校 後藤 珠李



令和3年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
入選 栃木県立足利工業高等学校 添田 光希

飲酒運転等の根絶・妨害運転の防止

- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 二日酔い等による飲酒運転に注意
～体に酒気が残っていませんか～
夜遅くまでの飲酒や長時間の飲酒は、翌日まで酒気（アルコール）が体に残ってしまい（いわゆる酒気残り状態）飲酒運転になる可能性があります。飲酒する時間や量にも要注意です。
- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を認識し、急ブレーキ、割込み等の妨害運転は絶対に止めましょう。

